

医療機関用サイバー保険 個別付帯約款集

<2024年2月1日以降保険始期契約用>



損害保険ジャパン株式会社

【1】次の追加条項は、保険証券または証券付属別紙に付帯の表示がされているときに適用されます。

保険料支払に関する特約条項 2

【2】次の追加条項は、保険証券または証券付属別紙に付帯の表示がされているときに適用されます。

※ただし、保険始期が2024年8月31日以前保険始期契約の場合、次のものが適用になります。

医療機関用追加条項（サイバー保険特約条項用）（2023年2月1日以降保険始期契約用）【629】 3

【3】次の追加条項は、保険証券または証券付属別紙に付帯の表示がされているときに適用されます。

※ただし、保険始期が2024年9月1日以降保険始期契約の場合、次のものが適用になります。

医療機関用追加条項（サイバー保険特約条項用）（2024年9月1日以降保険始期契約用）【629】 6

被保険者相互間の関係に関する追加条項（サイバー保険特約条項用）【633】 9

保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

**医療機関用追加条項（サイバー保険特約条項用）
(2023年2月1日以降保険始期契約用)【629】**

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特約条項	サイバー保険特約条項をいいます。
付帯業務	被保険者が行う①または②の業務をいいます。 ① 本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括等を行う法人本部事務局の業務 ② 医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項に掲げる付帯業務
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第1条（読み替規定）

- (1) この保険契約において、特約条項<用語の定義（五十音順）>「業務」中に規定する「保険証券に記載された対象業務」は「保険証券に記載された施設における医療業務、介護業務または付帯業務」と読み替えて適用します。
- (2) 利益・営業継続費用補償追加条項（サイバー保険特約条項用）を付帯する保険契約において、特約条項<用語の定義（五十音順）>「業務」中に規定する「保険証券に記載された対象業務」は「保険証券に記載された施設における医療業務、介護業務または付帯業務」と読み替えて適用します。
- (3) (1)および(2)で規定する「保険証券に記載された施設における医療業務、介護業務または付帯業務」には、保険証券に記載が無い被保険者が開設する他の施設の業務を含みません。

第2条（保険金を支払う場合の読み替規定）

- (1) 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第1条（保険金を支払う場合－賠償責任）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 「
 (1) 当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第1条(当会社のてん補責任)の規定にかかわらず、被保険者が業務を遂行するにあたり、次の①または②に掲げる事由（以下「事故」といいます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
 ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
 ② ①の事由以外の、次のアからウの事由。
 ア. デジタルコンテンツ不当事由
 イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃
 ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務またはITサービス業務の遂行にあたり生じた偶然な事由
 」
 (2) (1)の規定は、情報漏えい限定補償追加条項（サイバー保険特約条項用）が付帯されている場合は適用しません。

第3条（用語の定義の読み替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項<用語の定義（五十音順）>に規定する「被保険者システム」の定義を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替前	読み替後
特約条項<用語の	次の①から④に掲げるものをいいま	次の①から④に掲げるものをいいま

読み替える規定	読替前	読替後
定義(五十音順) > 被保険者システム	<p>す。</p> <p>① 記名被保険者が所有、使用または管理(注1)するコンピュータシステム(注2)</p> <p>② 記名被保険者のWEBサイト</p> <p>③ ①および②上で表現されるデジタルコンテンツ</p> <p>④ 記名被保険者の使用人等が所有する無線またはモバイル通信デバイスで、次のアおよびイを満たすものにかぎります。</p> <p>ア. 記名被保険者の使用人等が継続して業務を遂行する上での使用を記名被保険者が認めているもの</p> <p>イ. 記名被保険者の使用人等がそのようなデバイスの使用に関する記名被保険者の方針を遵守しているもの</p> <p>(注1) 管理 書面等による契約に基づいて、記名被保険者のために記名被保険者以外の法人が行う運用または管理を含みます。</p> <p>(注2) 所有、使用または管理するコンピュータシステム 対価を得て、他人のためにまたは他人に使用させる目的のために所有、使用または管理するものを除きます。</p>	<p>す。</p> <p>① 記名被保険者が所有、使用または管理(注)するコンピュータシステム</p> <p>② 記名被保険者のWEBサイト</p> <p>③ ①および②上で表現されるデジタルコンテンツ</p> <p>④ 記名被保険者の使用人等が所有する無線またはモバイル通信デバイスで、次のアおよびイを満たすものにかぎります。</p> <p>ア. 記名被保険者の使用人等が継続して業務を遂行する上での使用を記名被保険者が認めているもの</p> <p>イ. 記名被保険者の使用人等がそのようなデバイスの使用に関する記名被保険者の方針を遵守しているもの</p> <p>(注) 管理 書面等による契約に基づいて、記名被保険者のために記名被保険者以外の法人が行う運用または管理を含みます。</p>

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①または②に掲げる事由に起因する損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 業務の範囲を超えたITサービス業務の遂行
- ② ITサービス業務の遂行にあたり、業務の範囲内で新たなまたは改変したITサービス業務を提供した場合、次のアおよびイに掲げる事故
 - ア. 通常要するテストを実施していないITサービス業務の瑕疵により生じた事故
 - イ. ITサービス業務の瑕疵によって、そのITサービス業務のテスト期間内、試用期間内または提供した顧客の正式使用後1か月以内に生じた事故

(注) 損害

特約条項第4条（損害の範囲）(2)から(5)に規定する損害を含みます。

第5条（保険金の支払額の読替規定）

当会社は、利益・営業継続費用補償追加条項(サイバー保険特約条項用)が付帯された保険契約において、利益・営業継続費用補償追加条項(サイバー保険特約条項用)第4条（保険金の支払額）(3)の

規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

(3) (1)および(2)の規定に従いながら、当会社が支払うべき第1条（当会社の支払責任）に規定する喪失利益および収益減少防止費用または営業継続費用にかかる保険金の額はそれぞれ保険証券記載の保険金額を限度とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中2回以上生じても、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、その保険金額を限度とします。

」

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

**医療機関用追加条項（サイバー保険特約条項用）
(2024年9月1日以降保険始期契約用)【629】**

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特約条項	サイバー保険特約条項をいいます。
付帯業務	被保険者が行う①または②の業務をいいます。 ① 本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括等を行う法人本部事務局の業務 ② 医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項に掲げる付帯業務
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第1条（読替規定）

- (1) この保険契約において、特約条項<用語の定義（五十音順）>「業務」中に規定する「保険証券に記載された対象業務」は「保険証券に記載された施設における医療業務、介護業務または付帯業務」と読み替えて適用します。
- (2) 利益・営業継続費用補償追加条項（サイバー保険特約条項用）を付帯する保険契約において、特約条項<用語の定義（五十音順）>「業務」中に規定する「保険証券に記載された対象業務」は「保険証券に記載された施設における医療業務、介護業務または付帯業務」と読み替えて適用します。
- (3) (1)および(2)で規定する「保険証券に記載された施設における医療業務、介護業務または付帯業務」には、保険証券に記載が無い被保険者が開設する他の施設の業務を含みません。

第2条（保険金を支払う場合の読替規定）

- (1) 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第1条（保険金を支払う場合－賠償責任）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 「
 (1) 当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第1条(当会社のてん補責任)の規定にかかわらず、被保険者が業務を遂行するにあたり、次の①または②に掲げる事由（以下「事故」といいます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
 ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
 ② ①の事由以外の、次のアからウまでに掲げる事由。
 ア. デジタルコンテンツ不当事由
 イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃
 ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行またはITサービス業務の提供にあたり生じた偶然な事由
 」
 (2) (1)の規定は、情報漏えい限定補償追加条項（サイバー保険特約条項用）が付帯されている場合は適用しません。

第3条（用語の定義の読替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項<用語の定義（五十音順）>に規定する「被保険者システム」の定義を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
特約条項<用語の定義(五十音順)> 被保険者システム	<p>次の①から④までに掲げるものをいいます。</p> <p>① 記名被保険者が所有、使用または管理(注1)するコンピュータシステム(注2)</p> <p>② 記名被保険者のWEBサイト</p> <p>③ ①および②上で表現されるデジタルコンテンツ</p> <p>④ 記名被保険者の使用人等が所有する無線またはモバイル通信デバイスで、次のアおよびイを満たすものにかぎります。</p> <p>ア. 記名被保険者の使用人等が継続して業務を遂行するまでの使用を記名被保険者が認めているもの</p> <p>イ. 記名被保険者の使用人等がそのようなデバイスの使用に関する記名被保険者の方針を遵守しているもの</p> <p>(注1) 管理 書面等による契約に基づいて、記名被保険者のために記名被保険者以外の法人が行う運用または管理を含みます。</p> <p>(注2) 所有、使用または管理するコンピュータシステム ITサービス業務の提供のために所有、使用または管理するものを除きます。</p>	<p>次の①から④までに掲げるものをいいます。</p> <p>① 記名被保険者が所有、使用または管理(注)するコンピュータシステム</p> <p>② 記名被保険者のWEBサイト</p> <p>③ ①および②上で表現されるデジタルコンテンツ</p> <p>④ 記名被保険者の使用人等が所有する無線またはモバイル通信デバイスで、次のアおよびイを満たすものにかぎります。</p> <p>ア. 記名被保険者の使用人等が継続して業務を遂行するまでの使用を記名被保険者が認めているもの</p> <p>イ. 記名被保険者の使用人等がそのようなデバイスの使用に関する記名被保険者の方針を遵守しているもの</p> <p>(注) 管理 書面等による契約に基づいて、記名被保険者のために記名被保険者以外の法人が行う運用または管理を含みます。</p>

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①または②に掲げる事由に起因する損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 業務の範囲を超えたITサービス業務の提供
- ② ITサービス業務の提供にあたり、業務の範囲内で新たなまたは改変したITサービス業務を提供した場合、次のアおよびイに掲げる事故
 - ア. 通常要するテストを実施していないITサービス業務の瑕疵により生じた事故
 - イ. ITサービス業務の瑕疵によって、そのITサービス業務のテスト期間内、試用期間内または提供した顧客の正式使用後1か月以内に生じた事故

(注) 損害

特約条項第4条（損害の範囲）(2)から(5)に規定する費用を含みます。

第5条（保険金の支払額の読替規定）

当会社は、利益・営業継続費用補償追加条項(サイバー保険特約条項用)が付帯された保険契約において、利益・営業継続費用補償追加条項(サイバー保険特約条項用)第4条（保険金の支払額）(3)の

規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

(3) (1)および(2)の規定に従いながら、当会社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）に規定する喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用にかかる保険金の額はそれぞれ保険証券記載の保険金額を限度とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中2回以上生じても、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、その保険金額を限度とします。

」

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

**被保険者相互間の関係に関する追加条項（サイバー保険特約条項用）
(2024年9月1日以降保険始期契約用)【633】**

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特約条項	サイバー保険特約条項をいいます。
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。
利益追加条項	利益・営業継続費用補償追加条項をいいます。

第1条（被保険者相互の関係）

- (1) 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項<用語の定義（五十音順）>の「他人」の規定にかかわらず、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定について、被保険者相互間における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用するものとします。ただし、記名被保険者とその記名被保険者の使用人等の被保険者相互間の関係を除きます。
- (2) (1)の規定に従いながら、被保険者相互間における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用する場合、当会社は、普通約款第1章当会社のてん補責任第6条(てん補しない損害ーその2)⑬の規定を適用しません。

第2条（記名被保険者ごとの個別適用）

- (1) 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、記名被保険者ごとに普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。
- (2) (1)の規定に従いながら、当会社が支払うべき保険金の額は、記名被保険者ごとに、一連の損害賠償請求または1回の事故について、保険証券に記載された1損害賠償請求保険金額または1事故保険金額を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定に従いながら、当会社が支払うべき保険金の額は、記名被保険者ごとに保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (4) (1)から(3)までの規定中、「記名被保険者ごと」とあるのは、その記名被保険者の使用人等を含めて適用するものとします。

第3条（適用除外）

- (1) この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第11条（記名被保険者が複数である場合の取扱い）の規定を適用しません。
- (2) この追加条項が付帯された保険契約において、利益追加条項が付帯されている場合、利益追加条項第6条（記名被保険者が複数である場合の特則）の規定を適用しません。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。